

◆年金相談所の日程◆

月/日	5/13 (水)	7/8 (水)	9/9 (水)	11/11 (水)	1/13 (水)	3/9 (水)
場所 時間	福島町役場 午前10時から正午・午後1時から3時まで					
☆年金事務所の職員が福島町役場で、年金相談の事務手続きを行います。						
☆年金相談をする方は、年金手帳や年金証書をご持参ください。						

「予約制」となっております。予約の方法は、相談日の3日前までに相談したい内容を役場相談所は、待ち時間の短縮や相談業務の充実を図るため、「予約制」となっております。相談所は、待ち時間の短縮や相談業務の充実を図るため、「予約制」となっております。相談所は、待ち時間の短縮や相談業務の充実を図るため、「予約制」となっております。

# 国民年金のお知らせ

## ☆平成27年度年金相談所の開設について

函館年金事務所では、役場内で年金相談所を開設しております。

場住民生活課戸籍年金係（☎47-4681）へ電話でお申し込み下さい。町民の皆様のご協力をお願いします。

## ☆平成27年度の保険料決定

### 国民年金保険料(27年度)

定額 月額 15,590円  
付加 月額 400円

・金融機関の窓口、コンビニ、郵便局(簡易局)で納めることができます。

## ☆国民年金に加入して保険料を納めましょう。

国民年金は、20歳以上60歳未満の方全てが加入する制度です。退職して厚生年金等に資格喪失した時は、国民年金に加入し保険料を納めなければなりません。支払いが困難な場合は、免除制度がありますのでご相談ください。給付には、老後の生活保障である老齢基礎年金、思わぬ

事故等により障害が残ったときの障害基礎年金、生計を維持している人が亡くなったときの遺族基礎年金があります。保険料の未納があるとこれらの年金が受けられないことがありますので注意しましょう。

## ☆保険料の支払いは前納がお得です

例) 定額保険料を4月に前納で納めると… (現金の納付の場合)

期 間	1年分 (H27.4~28.3月分)	半年分 (H27.4~9月分)
毎月納付額	187,080円	93,540円
前 納 額	183,760円	92,780円
割 引 額	3,320円	760円

## ☆4月から平成27年度学生納付特例申請書の受付が始まります。

国民年金に加入している大学生や専門学校生で、保険料の納付が困難な方は、国民年金保険料の納付を最大10年間延長することができます「学生納付特例制度」をご利用いた

いただける場合があります。申請を希望される場合は、年金手帳・学生証または在学証明書・印鑑をご用意の上、役場または吉岡支所までご相談ください。

なお、平成27年度学生納付特例制度の対象期間は翌年3月までとなっております。毎年更新手続きが必要となります。

## ☆国民年金保険料の免除制度があります。

国民年金保険料の納付が困難な場合、保険料の全額または一部（4分の1免除・半額免除・4分の3免除）の保険料が免除される制度があります。

通常の免除制度では、申請者本人・配偶者・世帯主の前年の所得により審査を行います。申請では、退職された方の前年の所得を除外して審査を行います。（雇用保険受給資格者証（写））または「雇用保険被保険者離職票（写）」が必要となります。

詳しくは年金事務所または住民生活課戸籍年金係（☎47-4681）までお問い合わせください。

## 知内診療所

知内町字重内31番地130  
TEL: 01392-5-3509

● 整形外科・皮膚科・麻酔科・内科・外科

医師：山内 賢二（院長）

曜 日	診 療 時 間
月・火・水・木・金及び第1・3・5土曜日	8:30~12:00
月・火・水・木・金	14:00~17:30

● 整形外科

医師：山根 繁（函館中央病院名誉院長）

曜 日	診 療 時 間
4月3日(金)・15日(水)・28日(火)	14:00~16:00 (受付時間 12:00~)

